

総務常任委員会資料

平成 24 年 11 月 16 日
市 民 部

公衆街路灯電気料補助金の申請手続きの簡素化について

1 目的・趣旨

補助金申請手続きに係る、町内会等の事務負担軽減及び市の事務処理の効率化を図るため、新たな補助金交付規則を制定し、平成 25 年 3 月分の電気料から適用しようとするもの。

2 経緯

町内会等が所有する公衆街路灯の電気料については、盛岡市補助金交付規則に基づく申請を受けて市が全額補助を行っていた。

しかしながら、町内会等から補助金申請手続きの簡素化の要望が数多く出されてきたことから、対応について関係課と協議を進めてきた。

その結果、盛岡市補助金交付規則を適用せず、公衆街路灯のみを対象とする新たな電気料給付規則を制定することにより、諸手続きの簡素化を図ることとした。

3 制度の概要

別添資料（町内会長あて通知文書）のとおり

参考

24 盛 活 第 86 号
平成 24 年 10 月 30 日

関 係 各 位

盛岡市長 谷 藤 裕 明

公衆街路灯電気料の取扱いについて（通知）

日頃、盛岡市政の推進に特段の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、町内会等が所有し、維持管理している公衆街路灯の電気料につきましては、全額を補助金として市が交付しておりますが、このたび、新しく制定する「盛岡市認定公衆街路灯電気料給付金給付規則」により、平成 25 年 3 月分から、市が東北電力株式会社へ直接電気料を支払いすることにいたしました。

また、これに伴い、町内会等の補助金申請等の手続きについても、事務の見直しを図ることにいたしました。

つきましては、制度の移行に向け、別紙のとおり手続き方法についてお知らせしますので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

担当：市民部 市民活動推進課 協働推進係
〒020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号
TEL 651-4111 (内線 2115~2118)
E-Mail siminkatudo@city.morioka.iwate.jp

1 新制度の概要について

毎年の補助金申請手続きを省略するため、町内会等からの申請により、市は対象となる公衆街路灯を認定し、登録を行います。

一度認定された公衆街路灯については、市が直接、東北電力㈱へ電気料を支払いしますので、その後、町内会等においては手続きや、電気料の一時的な負担はありません。

ただし、公衆街路灯を新たに設置する場合や、修繕等により、認定された内容（機種やワット数）に変更が生じる場合、公衆街路灯を撤去する場合は、あらかじめ市に申請等が必要となります。

制度の詳細については、同封したチラシを御覧ください。

2 制度移行に向けての手続きについて

平成25年3月分の電気料から、新しい制度に移行するため、次のとおり手続きをお願いします。

【認定申請について】…「盛岡市公衆街路灯認定申請書（様式第1号）」

- (1) 町内会等が所有している公衆街路灯の認定申請については、同封している「盛岡市公衆街路灯認定申請書（様式第1号）」に記入、押印のうえ提出をお願いします。
- (2) 対象となる公衆街路灯を把握するため、同封しております「公衆街路灯管理一覧表」を最新の状態に加筆修正し、添付願います。
- (3) 公衆街路灯B契約の街路灯がある町内会等については、平成24年10月分以降の公衆街路灯請求内訳書も添付してください。

【東北電力㈱への手続きについて】…「契約内容変更申込書」

- (1) 市が電気料を支払いするためには、電気料の請求書が盛岡市長あてに送付されるよう、東北電力㈱へ手続きする必要があります。
- (2) この手続きは、市が全町内会分を取りまとめたうえで東北電力㈱へ書類を送付しますので、同封した「契約内容変更申込書」に記入、押印のうえ提出をお願いします。

3 提出期限

いずれの書類も 平成24年12月19日(水)必着 にて、提出願います。

書類の提出がありませんと、市では電気料を直接支払うことができませんので、御協力を願います。

4 提出先

盛岡市役所 1階 市民活動推進課 協働推進係
(〒020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号)

または、都南総合支所 1階 地域支援係

5 公衆街路灯設置状況の確認及び確認結果の報告について

公衆街路灯の設置状況の確認については、平成 23 年 12 月 9 日付 23 盛活第 88 号にてお願ひしているところであり、多くの町内会等から御相談や調査結果の報告等をいただいているところです。

これまでも、公衆街路灯の電気料は市の補助金でまかなわれてきており、適正な補助金交付の観点からも、東北電力㈱との契約内容と実際の設置状況が整合している必要があると考えております。

つきましては、設置状況の確認を行っていない町内会等におかれましては、早急に対応していただき、確認した結果を、同封の「公衆街路灯設置状況の確認報告書」により 平成 24 年 12 月 19 日（水）までに報告いただきますようお願ひいたします。

6 その他

現在、平成 24 年 3 月分の電気料をもとに補助金の概算額を前金払いしておりますが、この分については従来どおり、平成 25 年 2 月分までの領収書等を提出いただいたうえで、精算手続きをすることになります。

手続きについては、平成 25 年 2 月中旬頃にお知らせする予定です。

盛岡市認定公衆街路灯電気料給付金給付規則をここに公布する。

平成24年11月 5日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市認定公衆街路灯電気料給付金給付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市長が認定した公衆街路灯の電気料に係る給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「町内会等」とは、地域住民の福祉の増進を図ることを目的として地域住民により組織されている町内会、自治会その他住民自治組織（玉山区のものを除く。）をいう。

2 この規則において「公衆街路灯」とは、町内会等が所有し、維持管理し、東北電力株式会社と公衆街路灯契約を締結し、公衆のために道路等に照明用として設置されている街路灯をいう。

(給付金の支給)

第3条 市長は、次条第1項の規定による認定を受けた公衆街路灯（以下「認定公衆街路灯」という。）を所有する町内会等（以下「所有町内会等」という。）に対し、予算の範囲内で、当該認定公衆街路灯の電気料に相当する額の給付金を支給する。

(公衆街路灯の認定等)

第4条 市長は、公衆街路灯のうち、夜間における通行の安全、犯罪の防止及び公衆の利便に寄与すると認められるものを認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定（以下「認定」という。）をするに当たり、公衆街路灯の機能、効果等を確保するために必要な条件を付すことがある。

3 市長は、認定公衆街路灯が前項の条件又は次条に規定する要件に該当しなくなったときは、認定を取り消すものとする。

(認定基準)

第5条 市長は、次に掲げる要件のすべてを満たす公衆街路灯について、認定をするものとする。

(1) 次に掲げる公衆街路灯のいずれかに該当するものであること。

ア 1灯当たりの消費電力が60ワット以下の公衆街路灯

イ 1灯当たりの消費電力が60ワットを超える公衆街路灯で市長が特に認めたもの

(2) 夜間の照明として、不特定多数の往来の安全を確保できるように設置されたものであること。

(3) 宣伝を目的とした広告、看板等を照らすために設置されたものでないこと。

(4) 特定の者の用に供するために設置されたものでないこと。

(公衆街路灯の認定申請等)

第6条 認定を受けようとする町内会等は、盛岡市公衆街路灯認定申請書に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所、取付機種、灯具の容量等の公衆街路灯契約の内容を明らかにする書類
- (2) 公衆街路灯契約に係る電気使用申込書又は契約内容変更申込書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 認定の内容を変更しようとする所有町内会等は、盛岡市公衆街路灯認定変更申請書に前項各号に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に認定公衆街路灯の認定の変更を申請しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、認定をすることを適當と認めたときは盛岡市公衆街路灯認定通知書により、認定をすることを不適當と認めたときは盛岡市公衆街路灯不認定通知書により、当該申請をした町内会等に通知するとともに、認定公衆街路灯を盛岡市認定公衆街路灯台帳（以下「台帳」という。）に登録し、又は変更するものとする。
(認定の廃止の申請等)

第7条 認定の廃止をしようとする所有町内会等は、盛岡市公衆街路灯認定廃止申請書により、市長に認定公衆街路灯の認定の廃止を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、認定公衆街路灯の認定を廃止し、盛岡市公衆街路灯認定廃止通知書により前項の所有町内会等に通知するとともに、当該認定公衆街路灯を台帳から抹消するものとする。

(受領の委任等)

第8条 所有町内会等は、給付金の受領を東北電力株式会社に委任するものとし、認定公衆街路灯の電気料の額の確認のために、東北電力株式会社が当該電気料の請求書を市長に送付することを承諾しなければならない。ただし、次条第1項の規定による支給の決定をした日又は同条第3項の規定による支給の決定の変更をした日以後最初に請求される電気料に係る給付金については、この限りでない。

2 前項の規定による委任があったときは、市長は、前項の請求書を認定公衆街路灯の電気料の額の通知とみなして、給付金を東北電力株式会社に支払うものとする。

(支給の決定等)

第9条 市長は、年度の初日において、現に有効に台帳に登録されている認定公衆街路灯について、予算の定めるところにより、当該年度の給付金の支給総額をもって給付金の支給の決定をするものとする。

2 市長は、給付金の支給の決定をした場合は、速やかにその決定の内容を所有町内会等に通知するものとする。

3 市長は、年度の途中において、第4条第1項の規定により認定をした場合、同条第3項の規定により認定を取り消した場合、第6条第3項の規定により認定の変更をした場合又は第7条第2

項の規定により認定を廃止した場合において、当該認定、認定の取消し、認定の変更又は認定の廃止に伴い給付金の支給の決定の変更を要するときは、給付金の支給の決定の変更をするものとする。

4 第2項の規定は、前項の給付金の支給の決定の変更をした場合について準用する。

(給付金の支給時期)

第10条 市長は、前条第1項の規定により決定した額（以下「支出負担行為額」という。）から、第8条第2項の通知（同条第1項ただし書の場合にあっては、所有町内会等からの認定公衆街路灯の電気料の額の通知）のあるごとに給付金を支給するものとし、その都度当該支出負担行為額について整理しなければならない。

(認定公衆街路灯の維持管理)

第11条 所有町内会等は、この規則の規定、認定に当たり付した条件及び市長がこの規則に基づいてする指示に従い、善良な管理者の注意をもって認定公衆街路灯の維持管理を行わなければならぬ。

(是正のための措置)

第12条 市長は、所有町内会等が前条の規定に従っていないと認めたときは、当該所有町内会等に対し、これを是正するために必要な措置をとることを指示するものとする。

2 所有町内会等は、前項の規定による指示に従って措置をとったときは、その結果を市長に報告しなければならない。

3 市長は、所有町内会等が第1項の規定による指示に従わないときは、当該所有町内会等に対する給付金の支給を停止することがある。

(条件違反等の場合の決定の取消し)

第13条 市長は、次に掲げる場合においては、給付金の支給の決定を取り消すことがある。

(1) 所有町内会等が地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて市長が行う調査を妨げ、又は同項の規定に基づいて市長が求める報告を拒んだとき。

(2) 第4条第3項の規定による認定の取消し又は第7条第2項の規定による認定の廃止をしたとき。

(3) 所有町内会等が第6条第2項の規定による認定の変更の申請を怠ったとき。

(4) 所有町内会等が前条第1項の規定による市長の指示に従わなかったとき。

(5) 所有町内会等が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

2 前項の規定は、給付金の支給があった後においても適用があるものとする。

3 第9条第2項の規定は、第1項の決定をした場合について準用する。

(給付金の返還)

第14条 所有町内会等は、前条第1項の規定により給付金の支給の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し既に給付金の支給を受けているときは、市長の命ずるところに

より、給付金を返還しなければならない。

(延滞金)

第15条 市長は、給付金の返還を命じた場合において、当該所有町内会等がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付させることがある。

(理由の提示)

第16条 市長は、第12条第1項の規定による指示、同条第3項の規定による停止又は第13条第1項の規定による取消しをするときは、所有町内会等に対してその理由を示すものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成24年度分の給付金に係る第9条第1項の規定の適用については、同項中「年度の初日」とあるのは「平成25年3月1日」と、「当該年度の給付金」とあるのは「同日以後に請求される電気料に係る給付金」とする。

町内会等が所有する公衆街路灯について

【公衆街路灯の概要と市の支援策】

- ・盛岡市においては、町内会・自治会が歩行者の夜間の通行の安全確保のために公衆街路灯を設置し、電球交換や修繕等の維持管理を行っている。
- ・従来から設置されている公衆街路灯は蛍光灯が多かったが、近年は、省電力で明るさを確保できるLED灯を設置、交換する町内会等が多くなってきている。
- ・市は、町内会等が公衆街路灯を設置、修繕する場合に要する経費や電気料に対し、次のとおり補助を行っている。

	公衆街路灯電気料補助金 (制度開始:昭和49年度~)	市内灯数 (うちLED) (灯)	街灯設置費補助金 (制度開始:昭和45年度~)	
			設置数 (うちLED)(灯)	決算額(円)
平成21年度	76,638,757	18,441 (1,473)	267 (11)	4,980,898
平成22年度	70,689,995	18,407 (1,718)	350 (218)	8,488,494
平成23年度	73,740,734	18,417 (2,064)	314 (229)	7,960,295
(備考)・平成21年度に、国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、1,127灯がLEDに交換されている。 ・市内灯数及び街灯設置費補助金の設置数に、玉山区分は含まれていない。				

【制度改正の経緯】

- ・従来の公衆街路灯電気料補助金は、3月分の電気料を基準として、10を乗じた金額を前金として補助金交付し、年度末に実際にかかった額の差を精算していた。この手続きのため、町内会等は年に2回、市に申請書等の提出をしなければならず、事務負担の軽減を求める声が寄せられていた。
- ・平成24年4月の市政推進懇談会においても同様の発言があり、町内会等の事務負担の軽減策について検討を進めてきたものである。

【制度の概要】

- ・公衆街路灯に限定した新しい補助金交付の規則を制定し、従来の補助金申請の手続方法に縛られることなく、市が電気料を東北電力㈱へ支払いができるようにした。
- ・町内会等は、市への申請により一度対象となる公衆街路灯を登録する。以後は、毎年の申請手続きを要さず、市から東北電力㈱へ直接電気料を支出する。